

【件名】

区立スポーツ施設及び公園の指定管理者の募集について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

令和8年（2026年）3月末をもって現行の指定管理者の指定期間が満了するスポーツ・コミュニティプラザ及び運動施設等において、新たな指定管理者を選定するため、「中野区公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」に基づき、以下のとおり候補者を公募する。

1 対象施設

（1）スポーツ・コミュニティプラザ

- ① 中野区中部スポーツ・コミュニティプラザ（中野区中央三丁目19番1号）
- ② 中野区南部スポーツ・コミュニティプラザ（中野区弥生町五丁目11番26号）
- ③ 中野区鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ（中野区白鷺三丁目1番13号）
- ④ 中野区立鷺宮運動広場（中野区白鷺三丁目1番）

（2）運動施設等

- ① 中野区立中野上高田公園（運動施設を含む）（中野区上高田五丁目6番1号）
- ② （仮称）中野区立上高田五丁目公園（中野区上高田五丁目5番）
- ③ 中野区立哲学堂公園（運動施設を含む）（中野区松が丘一丁目34番28号）
- ④ 中野区立妙正寺川公園運動広場（中野区松が丘一丁目33番）

2 指定期間

令和8年（2026年）4月1日～令和13年（2031年）3月31日（5年間）
（鷺宮運動広場については、現所在地での業務が終了する日までとする）

3 選定方法

企画提案公募型事業者選定方式

4 今後の予定

令和7年	6月	指定管理者候補者の公募
	9～10月	指定管理者候補者の選定
	11月	区議会第4回定例会において指定管理者の指定に関する議案提出
令和8年	4月	指定管理者による業務開始